一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の排水基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

最終改正：令和7年3月3日 環境省令第7号

(1) 保有水等（浸出水）に係る放流水の水質（別表第一）

項　目	基　準
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）	1mg/L 以下
六価クロム化合物 ※2026.4.1より	0.2mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2- ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1- ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス -1,2- ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1- トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2- トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3- ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4- ジオキサン	0.5mg/L 以下
ほう素及びその化合物	50mg/L 以下（海域以外）
	230mg/L 以下（海域）
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下（海域以外に適用）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 [※1] mg/L 以下
水素イオン濃度（水素指数）	5.8 以上 8.6 以下（海域以外）
	5.0 以上 9.0 以下（海域）
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質量	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌数	日間平均 800CFU/ml 以下
窒素含有量	120mg/L 以下 （日間平均）60mg/L 以下
燐含有量	16mg/L 以下 （日間平均）8mg/L 以下

備考：1. 「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3. 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

5. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

※1：1リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(2) 汚染の有無の指標（管理型最終処分場）

項　目	基　準
電気伝導率	－　mS/m
塩化物イオン	－　mg/L

備考：・埋立て処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に1回以上測定し、かつ記録すること。

・測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ記録すること。